

令和5年度みやざき林業大学校研修生募集用ポスター、リーフレットの
作成にかかる企画コンペ実施要領

1 実施内容

本校のポスター、リーフレットは、研修生確保のための重要な情報発信媒体であり、制作業者には、本校の教育内容に関する理解や高校生等への興味を引く企画力が求められるため、価格以外の要素も含めて選定する必要があることから、企画コンペを実施する。

2 作成内容

仕様書による。

3 契約上限額

660,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、別添仕様書に明記した完成までに要する全ての経費を含む。

4 委託期間

契約締結の日から令和4年2月25日まで

5 企画コンペ参加資格要件

- (1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された者、又は過去2年以内にこの業務委託と同種・同規模程度以上の業務の実績を有する者。
- (2) 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく再生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者。

- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁、林業技術センター及びみやざき林業大学校ホームページにより公示

7 スケジュール

参加申込、資料提出締切	令和3年10月29日（金）必着
コンペの実施、業者決定	令和3年11月初旬
審査結果の通知	令和3年11月12日（金）

8 企画コンペの方法

(1) 参加申込

企画コンペに参加を希望される方は、宮崎県林業技術センター及びみやざき林業大学校ホームページに掲載されている参加申込書（別紙1）を、
(2) 提出資料と合わせて提出してください。

(2) 提出資料

① 企画書 6部

ア) 全体コンセプト

独自企画、アピールポイント等もあれば記載してください。

イ) 制作スケジュール

ウ) スタッフ体制

② デザイン案 6部（各社2点まで）

ア) ポスター（A3サイズに縮小したもの）

イ) リーフレット（A4見開き1枚（A3二つ折り））

※デザイン案の写真はダミー使用可

③ 見積書及び見積明細書 1部

ア) 各制作物の積算内容が分かるように記載すること。

イ) 宛名は「宮崎県林業技術センター所長」とする。

④ 誓約書（別紙2） 1部

⑤ 会社概要（既存の資料） 1部

⑥ 制作実績 1部

（既存の制作物及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績）

(3) 提出先

下記10を参照

(4) 提出期限

令和3年10月29日（金）午後5時

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る）

(6) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙3）を提出すること。

① 提出先

下記10を参照

② 提出期限

令和3年10月22日（金）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、宮崎県林業技術センター及びみやざき林業大学校ホームページに掲載する。

(7) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① デザイン性

② 独自性

③ 業務実施体制

④ 経済性

(8) 選考方法

書類審査とし、提出された企画案等について総合的な審査の上、決定する。

(9) 審査の通知

令和3年11月12日（金）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(10) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

② 提案書を期限までに提出しないとき

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(11) (9) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 その他

(1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県林業技術センターに帰属するものとする。

(2) 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。

(3) 委託料の支払い方法は精算払いとする。

(4) 提出された資料については返還しない。

- (5) 選考結果については、全参加業者に書面又はFAXにて連絡する。
- (6) 決定した業者の提出した企画書の内容は、協議の上変更することがある。

10 問合せ先

〒883-1101

東臼杵郡美郷町西郷田代1561の1

宮崎県林業技術センター 管理・林業大学校研修課 那須

TEL : 0982-66-2888

FAX : 0982-66-2200

E-mail : nasu-kenta@pref.miyazaki.lg.jp